

レンタル規約

このたびは、株式会社オカバロジテムの物流用品レンタルをご利用いただき誠に有難うございます。
お客様（以下 甲という）は、株式会社オカバロジテム（以下 乙という）の物流用品レンタルのご利用に際し、下記条項についてご了承いただくものといたします。

◆規約条項◆

第1条（総則）

甲がレンタル規約を承諾の上、レンタル利用の申込みを行うものとします。この申込みを乙が確認・了解したときに、甲乙の間にレンタル契約が成立します。

第2条（レンタル料金）

乙は、乙所定のレンタル料金など明細書記載の料金を甲に請求し、甲はこれをレンタル開始日前までに乙へ支払うものとします（料金は消費税別）。又、前払い以外のときは甲乙にて別途協議になります。

第3条（レンタル期間・貸出返却場所）

レンタル期間は貸出日から返却日までの日数計算となります。貸出場所と返却場所は、原則として乙のレンタル品保管場所になります。

第4条（レンタル品の確認）

レンタル品は甲のお手元に届き次第ご点検してください。お受取りになった日に甲から連絡が無い場合は、その商品は正常なものと判断させていただきます。

第5条（担保責任）

乙は甲に対して、レンタル品引渡し時においてその商品が正常な性能を備えていることのみを担保しておりますが、使用目的への適合性は担保しておりません。

第6条（レンタル品の使用保管）

レンタル品はその使用目的にあった通常の用法で使用し、使用保管についても甲が善良なる管理者の注意を以て管理するものとします。

第7条（甲の負担）

下記の場合は甲の負担となります。

- （1）レンタル期間中の商品の維持管理における費用（クリーニング費等）
- （2）甲の依頼によるレンタル品の納入、引取りに伴う運搬費用。
- （3）レンタル品が破損、盗難、紛失等で「原形返却」ができない時は実費負担となります。
（商品返却時に傷、破損等の確認をさせて頂いております。）

第8条（レンタル期間の延長）

レンタル期間の延長は、レンタル終了日前に甲から乙へお申し出があり、乙が承諾したときに限り延長できます。レンタル期間が延長した場合は規定の延長料金を頂きます。但し、乙の承諾のない延長については一切お受けすることはできません。

第9条（返却の遅滞）

レンタル品の返却を遅滞された場合は、乙規定の延滞料金を頂きます。

第10条（キャンセル料金）

レンタル品の引渡予定日より起算して5日前より、乙規定のキャンセル料金を頂きます。

第11条（中途解約）

レンタル期間中に途中で解約された場合でも、当初定めたレンタル期間の料金は頂きます。

第12条（レンタル品の譲渡等の禁止）

レンタル品の無断での転貸、譲渡、改造等の不法ご利用は固くお断り致します。

第13条（担保責任の範囲）

当該レンタル品の不具合を理由にした間接損害、特別損害について乙は責任を負いません。

（ビジネスリスク不担保／作業遅れ、営業利益、損害の拡大等）

第14条（レンタル品の故障）

当該レンタル品の故障、不具合及び万一の事故、災害が発生した場合、甲は速やかに乙へ連絡する。

第15条（契約の解除）

甲がこの規約を違反した場合、乙は特別の通知・催告なしで当該レンタル契約を解除することができる。

この場合、甲は直ちに商品を返却し、かつ、乙の手元に商品が戻るまでの期間の料金及び追加料金を支払うものとする。

第16条（管轄裁判所の合意）

この契約に関して、甲乙の間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第17条（補則）

本規約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。